



平成 26 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名	三和ホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役会長 高 山 俊 隆
	コード番号 5 9 2 9 東証 1 部
問 合 せ 先	常務執行役員総務部長 佐 塚 達 人
	(TEL 03-3346-3019)

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1)変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の一層の向上を図るとともに、全国証券取引所公表の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3)変更予定日

平成 26 年 10 月 1 日 (水)

(ご参考)

平成 26 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1)変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

(2)変更の内容

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 章 株式 (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 《 新 設 》	第 2 章 株式 (単元株式数) 第 8 条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> <u>第 8 条の変更は、平成 26 年 10 月 1 日から効力を発生するものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

(3)変更の効力発生日

平成 26 年 10 月 1 日

以 上